
千葉県多文化共生のまちづくり推進指針(改訂案)
千葉県多文化共生推進アクションプラン(案)

令和5年(2023年)2月



目次

第1章 千葉市多文化共生のまちづくり推進指針	3
1 改訂の背景	4
（1）社会情勢の変化	4
（2）多文化共生を取り巻く状況	6
（3）改訂の趣旨	7
（4）指針の位置づけ	7
2 外国人市民の現状と課題	8
（1）これまでの本市の取組み	8
（2）外国人市民の現状	9
（3）多文化共生に係る課題	23
3 多文化共生のまちづくり推進に向けた基本的な考え方	25
（1）推進の基本理念	25
（2）推進の方向性	25
4 推進主体	26
第2章 千葉市多文化共生推進アクションプラン	28
1 プランの考え方	29
2 施策の体系図	29
3 重点施策	30
方向性Ⅰ 全ての市民が、誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会の実現	
1 「ことば」の支援	30
2 「暮らし」の支援	36
3 「災害時」の支援	41
方向性Ⅱ 個人を尊重し、国籍や言語・文化の態様性をまちの力にすることで、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現	
1 共生社会の基盤づくり	42
2 地域活動支援	44
3 海外都市交流	45
4 指標	47
参考資料	48

○「多文化共生」の定義について

総務省の定義によると、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とされています。

○「外国人市民」の定義について

本指針において、「2 外国人市民の現状と課題」で用いる統計上の「外国人市民」は、国籍が日本以外の方を指しています。

一方、「3 多文化共生のまちづくり推進に向けた基本的な考え方」などで用いる「外国人市民」は、国籍が日本であっても、外国にルーツを持ち、言葉、生活習慣や文化等が日本と異なる方々も包括しています。

第1章

千葉市多文化共生のまちづくり推進指針

1 改訂の背景

(1) 社会情勢の変化

平成29（2017）年12月に「全ての市民が、国籍や言語、文化等の違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする多文化共生社会を実現することで、国際都市としてのさらなる発展を目指す。」を基本理念とした「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」（以下、「指針」という）を策定しました。

指針策定から5年が経過し、外国人人口が引き続き増加傾向にある一方で、令和元年房総半島台風といった気象災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の流行など、本市の外国人市民を取り巻く社会情勢は大きく変化をしています。

ア 外国人住民数の動向

本市の人口はこれまで一貫して増加傾向にありましたが、近年では増加が緩やかになり、遠くない将来に人口減少の局面に入ることが見込まれています。

令和2（2020）年の国勢調査では、本市の全人口は前回調査（平成27（2015）年）に比べて増加をしているものの、日本人の人口は減少をし、一方で外国人の人口は増加をしています。その結果、本市における外国人の割合は、全体の約3%となり、特に20代、30代の若年層では、5%を超える状況になっています。また国籍も100か国以上と多様化しています。

日本社会のみならず本市においても少子高齢化の進行とこれに伴う生産年齢人口の減少という状況が見られる中で、若年層の割合が相対的に高い外国人市民の存在感は今後もますます増加していくものと考えられます。

イ 在留資格構成の変化

本市の外国人市民の在留資格の内訳をみると、永住者の増加が顕著であり、滞在の中長期化が進んでいることが分かります。また、技術・人文知識・国際業務や特定活動が増加をし、就労している外国人市民が増加している状況も見られます。

滞在期間が中長期化している外国人市民が安全・安心に暮らしていくためには、あらゆるライフステージにおける支援が必要とされており、その内容は多様化しています。

同時に外国人市民は、地域経済を支えるとともに地域社会を構成する重要な一員となっており、今後もさらなる活躍が期待されます。

ウ 気象災害の激甚化

本市は令和元（2019）年9月から10月にかけて、房総半島台風をはじめとする台風や大雨により大きな被害を受けました。このような気象災害は、今後も増加が懸念されています。

言語の壁によって情報が届きにくい外国人にとっては、災害時の情報伝達が命にもかかわる問題であり、本市では令和2（2020）年から防災メールの多言語化などの対応を図ってきました。

首都直下地震や南海トラフ地震の発生も想定されている中、これまでの生まれ育った生活環境において災害に対する馴染みのない外国人においては、日ごろから防災に対する理解を深めることが重要となっています。

エ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は地域社会における住民同士の対面での交流を制限せざるを得ない状況を生み出しました。このような中、コミュニケーションを十分にとることができない外国人は、日本人と同様、あるいはそれ以上に孤立をし、互いを理解する機会を失ってしまいました。

一方で、「新たな生活様式」が浸透するなかで、デジタルサービスがより身近になり、AIによる翻訳やIT端末による遠距離会議が急速に進展しました。このようなデジタル技術を用いて言葉の壁や距離による隔たりを越える新たな手法は、今後もさらなる普及が見込まれており、これからも積極的な活用が望まれます。

(2) 多文化共生を取り巻く状況

災害や新たな感染症により社会が混乱する中であっても、世界や国においては、多様性や包摂性のある社会実現の動きが進展しました。

ア 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

平成27年（2015年）9月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択されました。

国では、2030年までにSDGsを達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定、令和元年12月20日改定）において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題13の分野の1つとしています。また、「誰一人取り残さない」と表現される「包摂性」は、SDGsの基本的理念であり、国が優先課題に取り組む際、主要原則14の1つとして、分野を問わず適用することとしています。

本市では「千葉市基本計画」（計画期間：令和5年度〔2023年度〕～令和14年度〔2033年度〕）において、主に多文化共生に関わる分野として、国連が定めた17の目標のうち、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を掲げています。



イ 国の「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定

国は、「出入国管理及び難民認定法」の平成30（2018）年12月改正により、新たな在留資格「特定技能」を創設したことにあわせて、人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みと外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するために「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめ、以降毎年改訂を行っています。令和4年6月には我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定しました。政府においては、本ロードマップに基づき、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

(3) 改訂の趣旨

今回の指針の改訂は、従前の指針の理念を活かしつつも、外国人市民の増加や多国籍化、人材確保の困難が想定される産業分野での外国人材の重要性、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式への普及など、新たな社会情勢の変化へ柔軟に対応するために行うものです。

(4) 指針の位置付け

多文化共生社会の実現に向けた施策については、「千葉市基本計画」（計画期間：令和5年度〔2023年度〕～令和14年度〔2033年度〕）では、主に次のとおり位置づけています。

千葉市基本計画 第4章 未来のまちづくりに向けた戦略的視点3

「世界とつながる 多様性を活かしたインクルーシブなまちづくり」

⇒ 第6章 まちづくりの総合8分野

「分野5 地域社会」多様性を力に、みんなでまちづくりを進める地域社会を実現します

⇒ 「政策1 誰もが個性を活かし活躍できる環境を創る

⇒①「施策1 多様性を活かしたインクルーシブなまちづくりの推進」

⇒②「施策2 多文化共生社会の実現」

上記の基本計画に掲げられた施策を具体的に実行するための第一次実施計画（令和5年度〔2023年度〕～令和7年度〔2025年度〕）では、「施策2 多文化共生社会の実現」の計画事業として、「外国人市民への生活支援」及び「市民の国際感覚醸成と国際理解促進」を位置づけています。

本指針は、多文化共生のまちづくり推進に係る基本的な方向性を示すものであり、アクションプランは、指針に基づいた具体的な取組みを位置付けるものです。

また、アクションプランは、千葉市基本計画の部門計画として、実施計画と連動します。

2 外国人市民の現状と課題

(1) これまでの本市の取組み

本市では、平成3（1991）年に計画期間を10年間とする「千葉市国際交流基本計画（グローバルリンクちば）」を策定し、国際化施策を推進してきました。また、平成6（1994）年には、市民の多彩な活力を積極的に活用し、幅広い国際交流活動を推進する組織として「財団法人千葉市国際交流協会（平成24〔2012〕年に公益財団法人へ移行）」を設立するとともに、外国人市民と日本人市民に交流の場を提供し、本市の国際化を積極的に推進するための市民の国際交流活動拠点として、「千葉市国際交流プラザ」を開設しました。

その後、平成13（2001）年には外国人市民の定住化や著しいグローバル化の進展に対応するため、地域に根ざした真の国際都市を基本理念として「千葉市国際化推進基本計画（グローバルリンクちばプラン21）」を策定しました。「千葉市国際化推進基本計画（グローバルリンクちばプラン21）」では、「共生社会の形成」が施策展開の1項目となったことで、外国人市民が暮らしやすいまちづくりへの取組みが一層進みました。

その後も外国人市民数は増加傾向を示し、外国の生活習慣や価値観等の異文化を相互に認め合い、尊重し、ともに生活していく「多文化共生」の視点が重要視されるようになってきました。

そこで、本市では、平成23（2011）年度に策定した「千葉市新基本計画」（計画期間：平成24年度〔2012年度〕～令和3年度〔2021年度〕）において、実現すべきまちの個性として、「訪れてみたい・住んでみたいまち」を掲げ、その将来像の一つに多文化共生社会の実現を挙げました。また、平成24（2012）年度からの3か年にわたる国際化事業の具体的取組を示す「千葉市国際化推進アクションプラン」を策定し、外国人への情報伝達手段を拡充、地域で日本人と外国人が助け合える環境作り、国際都市としての本市の魅力創出などを柱として、その基本理念のもとで幅広い国際化施策を着実に展開してきました。特に多文化共生施策については、多言語による相談事業や情報伝達などの外国人市民への支援とともに日本人市民に対する多文化共生意識の啓発事業等を推進してきました。

平成29（2017）年度には、千葉市多文化共生のまちづくり推進指針を策定し、本市の多文化共生実現に向けた方向性を示しました。また、令和2（2020）年度には、「生活者としての外国人」の日本語教育・日本語学習支援に係る取組みを総合的に進めるため、「千葉市地域日本語教育推進計画」を策定しました。

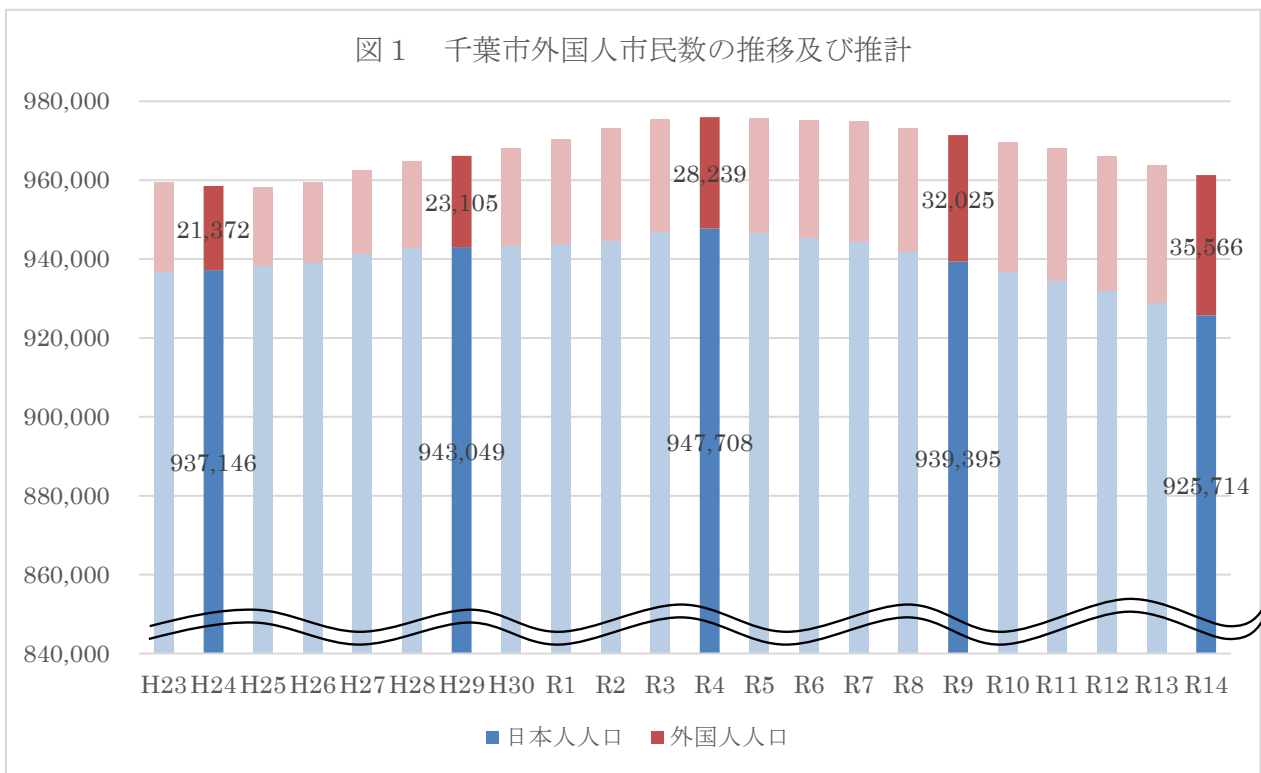
(2) 外国人市民の現状

① 外国人市民数の推移

本市の人口は、令和4（2022）年3月末現在で約97万6千人となっています。しかし、2020年代前半をピークに減少に転じる見通しです【図1】。

一方、本市の外国人人口は、東日本大震災があった平成23（2011）年以降、一時的に減少したものの、平成26（2014）年からは再び増加に転じており、令和4（2022）年3月末現在約2万8千人で、総人口約97万6千人のうち2.9%を占めております。

このように、市内の日本人人口は減少が進む一方で、外国人人口はこれからも増加を続け、外国人市民の割合が高まることが予想されます。

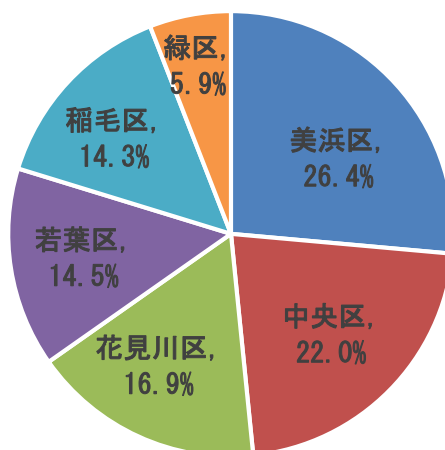


(出典) 千葉市住民基本台帳（各年3月末現在）、R5以降は千葉市国際交流課推計

② 区別

区別では、美浜区に住む外国人市民が最も多く、次いで中央区となっています。令和4（2022）年3月末現在で、本市に住む約2万8千人の外国人市民のうち、26.4%にあたる約7,400人が美浜区、22.0%にあたる約6,200人が中央区の住民であり、外国人市民の約半分がこれらの2区に居住しています【図2】。

図2 千葉市の外国人市民の区別割合



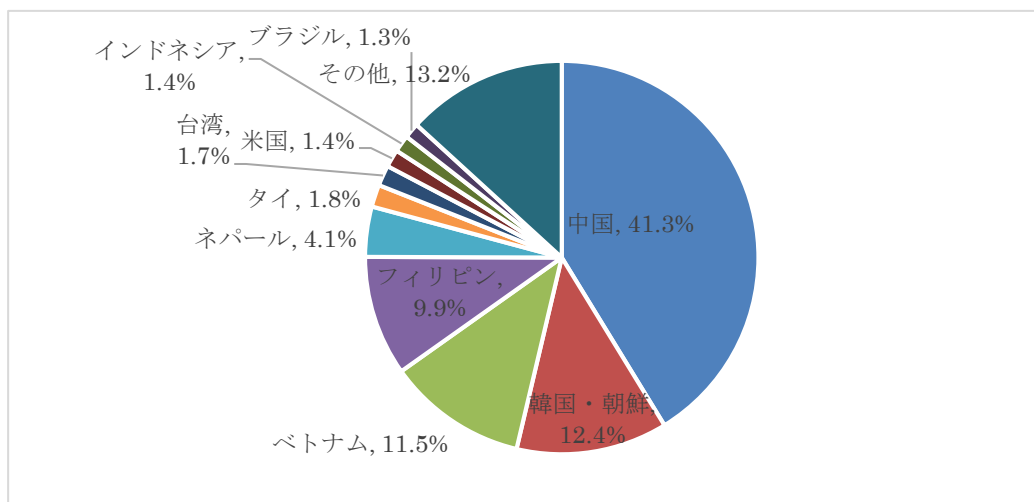
（出典）千葉市住民基本台帳（令和4年3月31日現在）

③ 国籍別

本市には、令和4（2022）年3月末現在で111の国と地域出身の方が住んでいます。国籍・地域ごとの割合は、中国41.3%、韓国・朝鮮12.4%、ベトナム11.5%となっています【図3】。

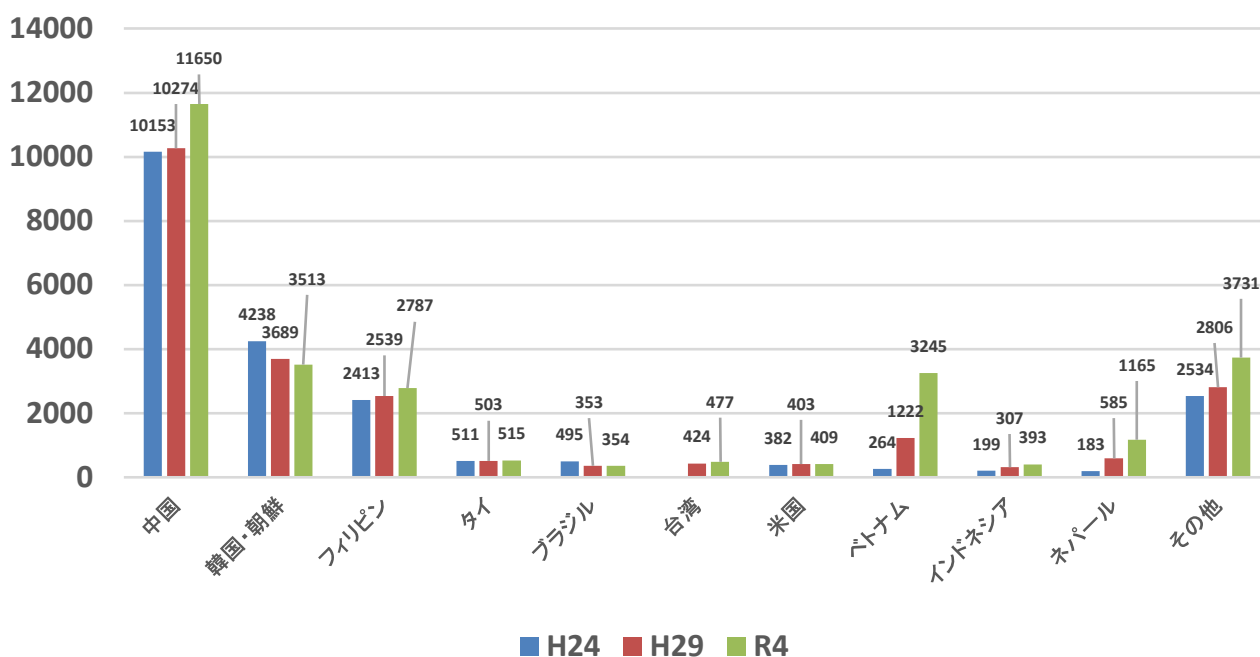
外国人市民の国籍別人数の推移は、多文化共生のまちづくり推進指針の策定時（平成29年）から比較すると、中国、ベトナム、ネパールが増加しています【図4】。

図3 外国人市民の国籍・地域別割合



（出典）千葉市住民基本台帳（令和4年3月31日現在）

図4 外国人市民の国籍別人数の推移



（出典）千葉市住民基本台帳（各年3月末現在）

④ 年齢別

年齢区別の外国人人口の割合では、25～34歳で、すでに5%以上が外国人となっています【図5】。

また、千葉市全体の割合と比較すると、日本人人口は45歳以上の割合が高くなっているのに対し、外国人人口は20～30代の割合が高くなっています【図6】。

図5 年齢別「日本人+外国人人口」(実数)及び年齢別外国人人口(割合)

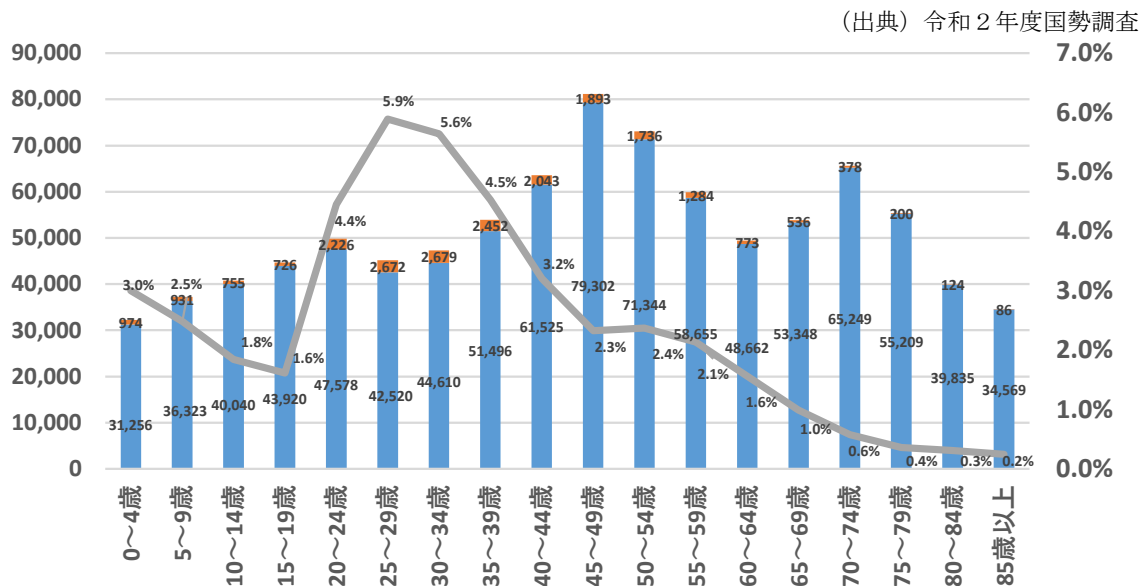
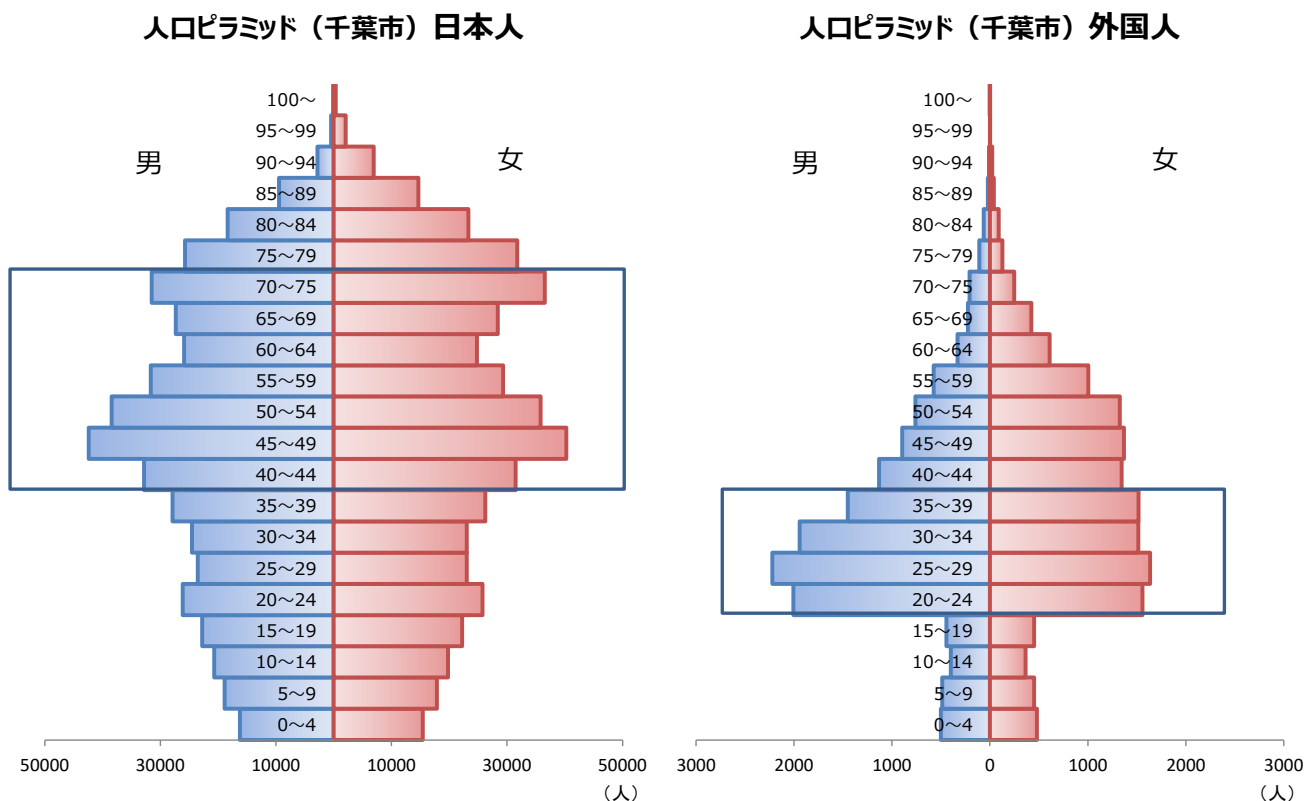


図6 年齢区分別人口(左:日本人、右:外国人) (出典) 令和2年度国勢調査



⑤ 在留資格

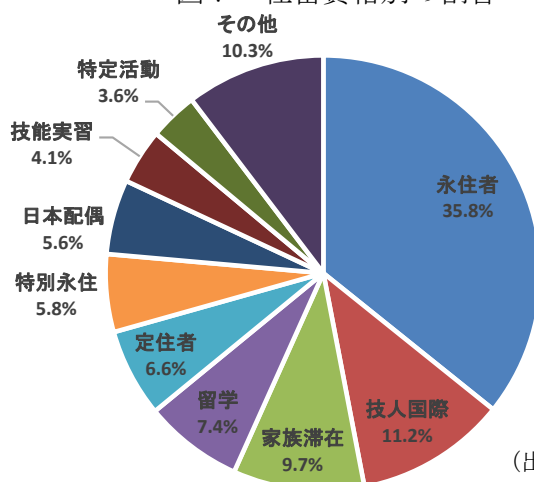
在留資格別の割合は、令和4（2022）年3月末現在で、永住者35.8%、技術・人文知識・国際業務11.2%、家族滞在9.7%、留学7.4%となっています【図7】。

外国人市民の在留資格別の推移を見ると、永住者や家族滞在、技術・人文知識・国際業務、技能実習が増加しています。中でも、技術・人文知識・国際業務が多文化共生のまちづくり推進指針の策定時（平成29年）から2倍以上に増加しました【図8】。

この要因としては、日本経済を支える外国人材受入・共生に関する取組みの推進、日本への関心の高まりなどが考えられます。

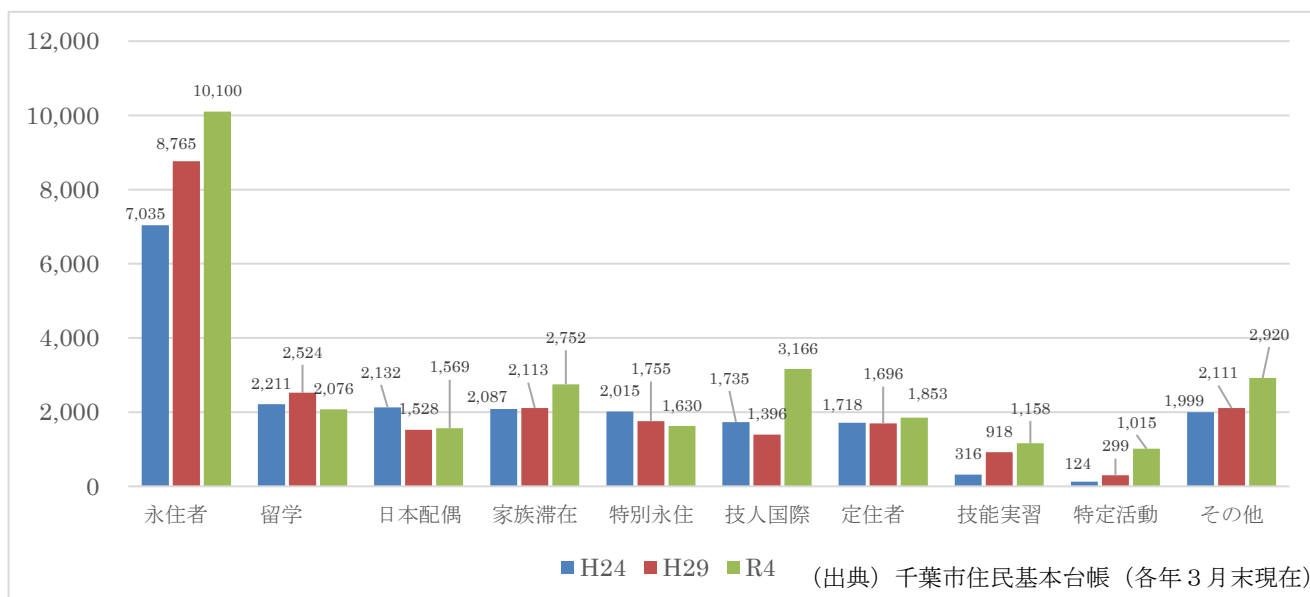
今後は、特定技能が増加すると想定され、外国人労働者を始め、日本で暮らす外国人のさらなる増加が見込まれます。人口減少が進む日本にとって、あらゆる分野で人材の確保が課題となる中で、外国人は日本社会において貴重な人材として認識されており、今後も永住者、家族滞在、就労可能な在留資格、留学などが増加していくことが考えられます。

図7 在留資格別の割合



（出典）千葉市住民基本台帳（各年3月末現在）

図8 在留資格別の人口推移

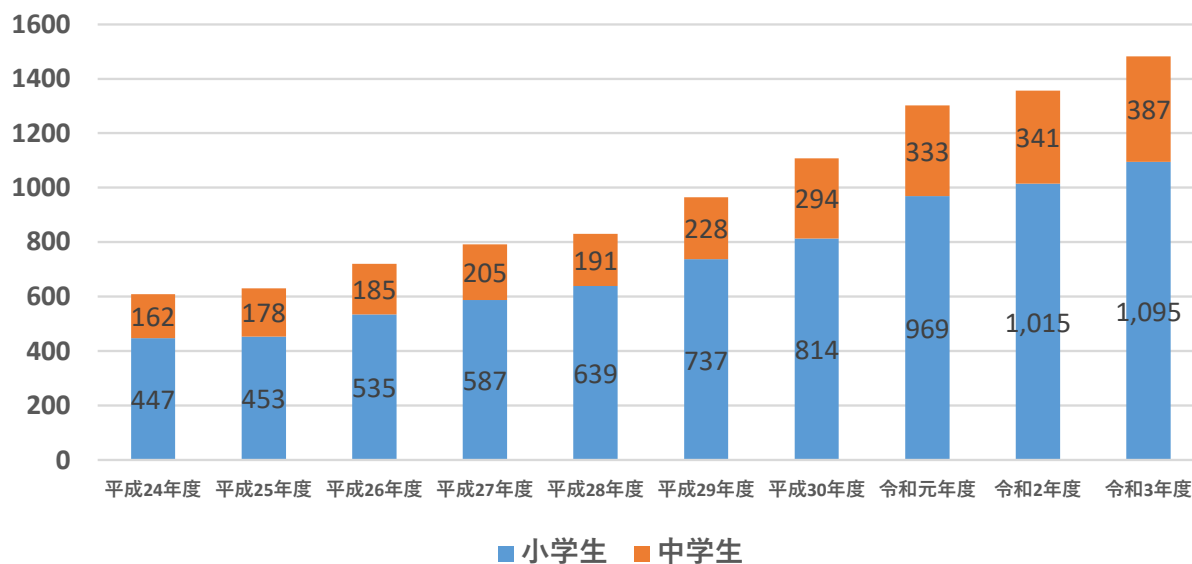


（出典）千葉市住民基本台帳（各年3月末現在）

⑥ 児童生徒数の推移

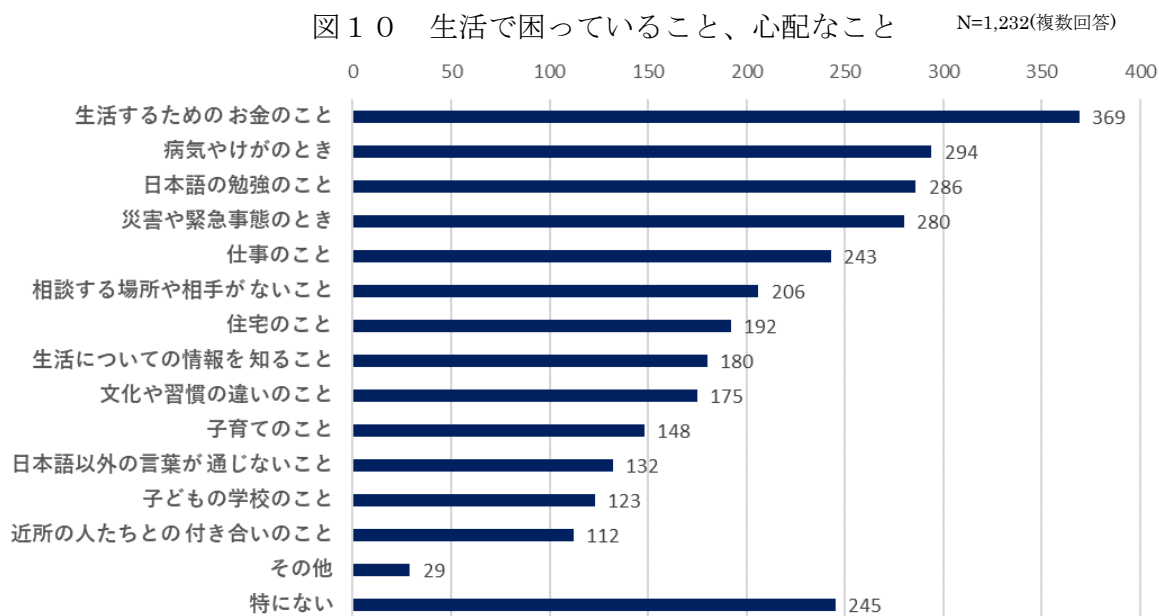
外国人市民が増加したことにより、市内の小中学校に通う外国人児童生徒も増加傾向にあります【図9】。これに伴い、小・中学校での外国人児童・生徒への学習支援の必要性は高まっており、併せて、義務教育終了後の進学や就職への支援のニーズもますます増加していくものと考えられます。

図9 外国人児童・生徒数 (出典) 学校基本調査

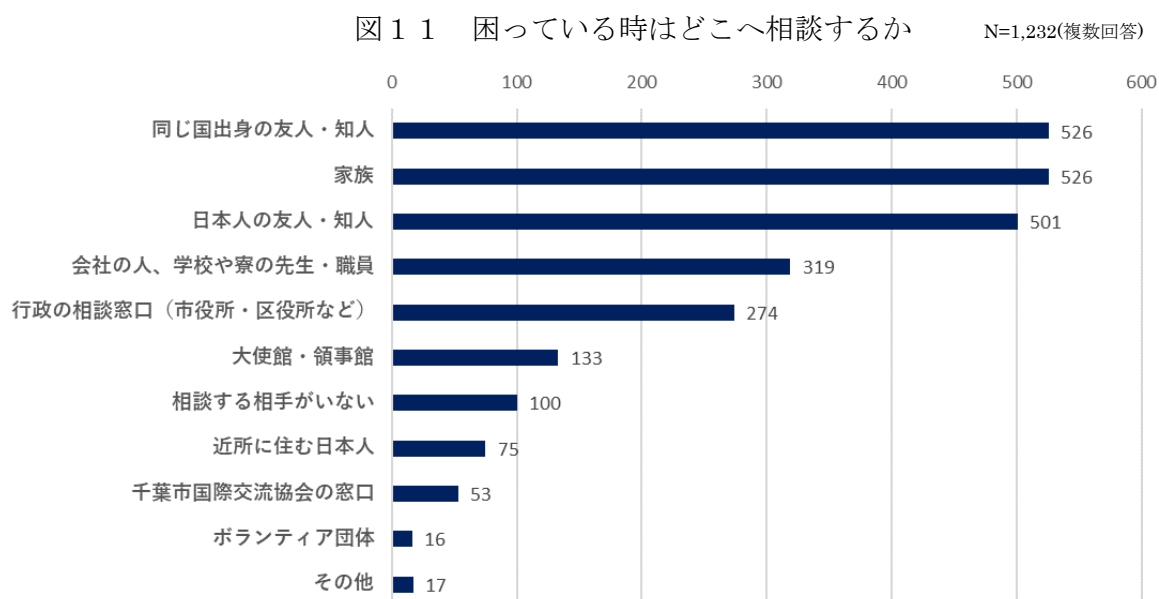


⑦ 令和3年度外国人市民アンケート

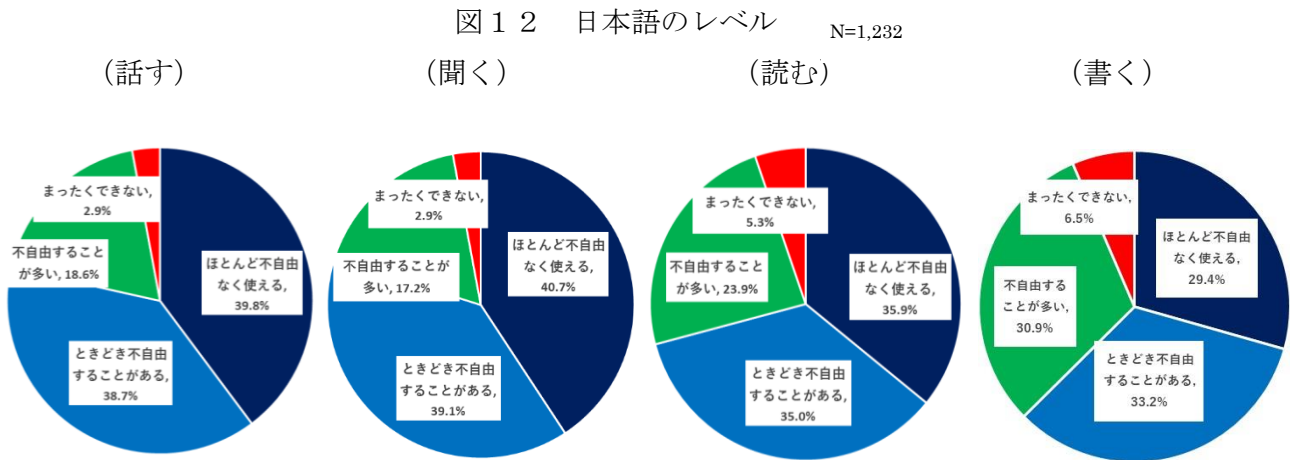
令和4年2月に実施した、市内に住む全ての18歳以上の外国人市民を対象にしたアンケートでは、外国人市民が、お金や病気、日本語学習、災害など様々な不安を抱えていることがわかります【図10】。



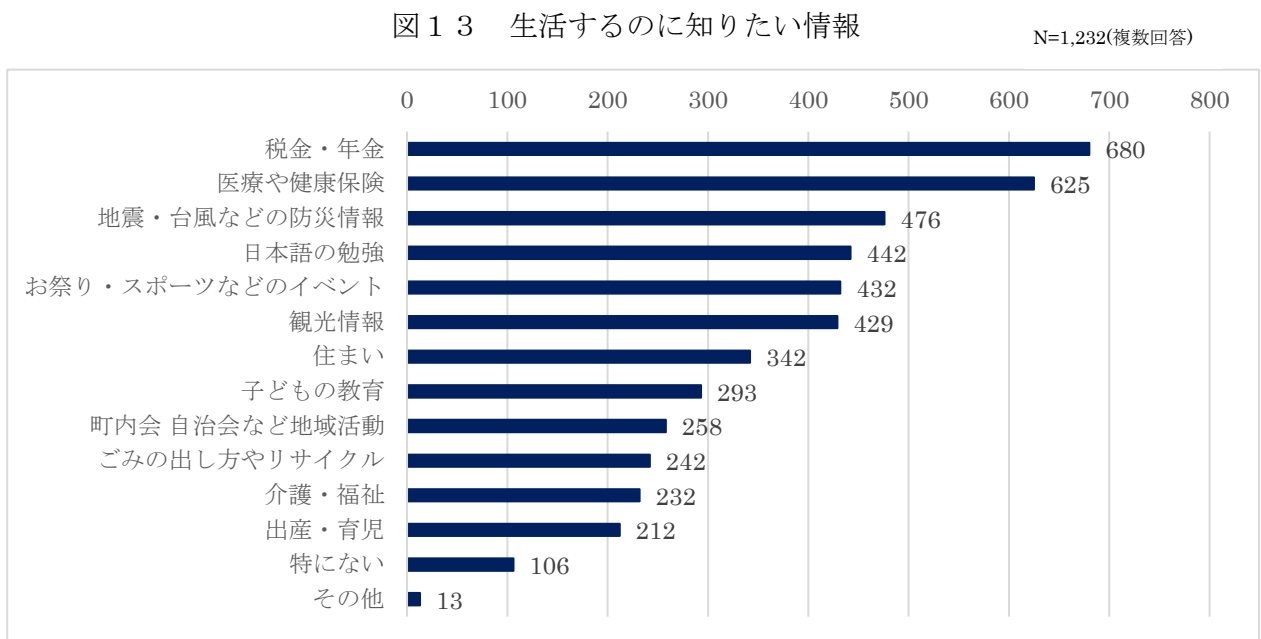
困っている時の相談先では、同じ国の友人・知人、家族等の身近な関係者が多くなっています。【図11】。



日本語のレベルでは、「話す」「聞く」で約2割、「読む」「書く」で約3割が「不自由することが多い」又は「まったくできない」と回答しています【図12】。



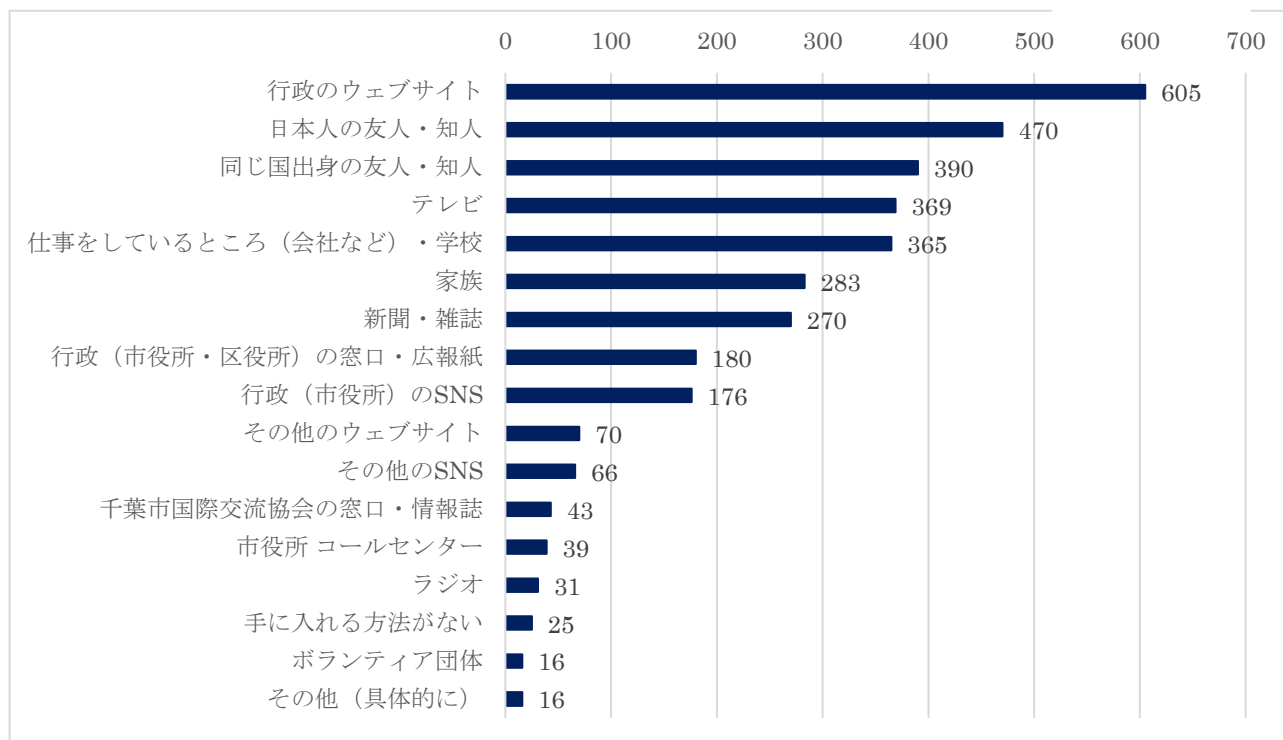
生活するのに知りたい情報としては、「税金・年金」、「医療や健康保険」、「地震・台風などの防災情報」、「日本語の勉強」の順に多くなっています。それ以外にも「お祭り・スポーツなどのイベント」、「観光情報」、「住まい」、「子どもの教育」、「町内会 自治会などの地域活動」、「ごみの出し方やリサイクル」、「介護・福祉」、「出産・育児」など、多岐にわたっています【図13】。



情報の入手手段は、「行政のウェブサイト」が最も高く、約半数を占めています。このことから、外国人に使いやすい行政のウェブサイトは、外国人へ情報を届ける上で高い効果が期待できると考えられます。「行政のウェブサイト」以外には、「日本人の友人・知人」、「同じ国出身の友人・知人」、「テレビ」、「仕事をしているところ（会社など）・学校」の順で多くなっています【図14】。

【図14】 情報の入手手段

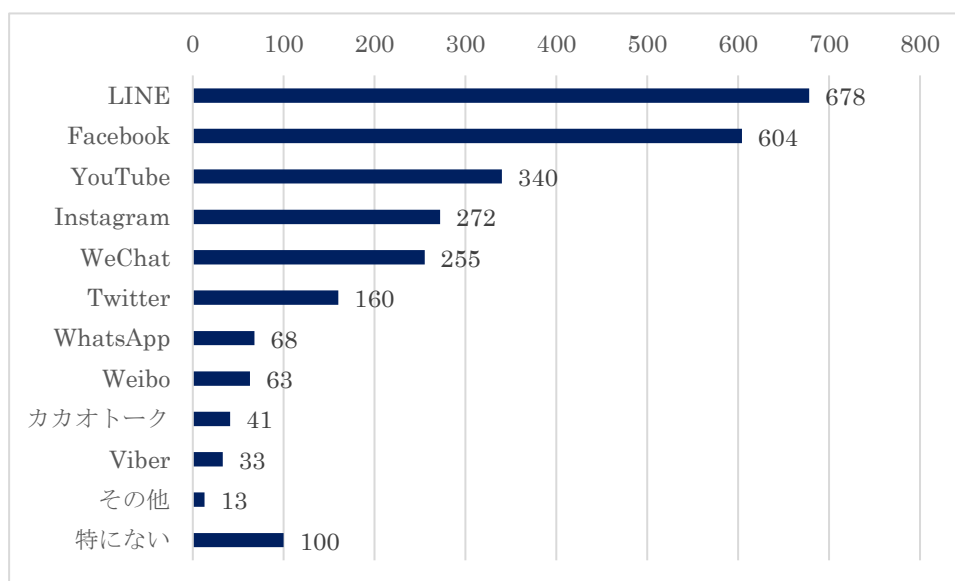
N=1,232(複数回答)



情報入手に希望するSNSは、LINEが最も多く、次いでFacebook、さらにYouTube、Instagramが挙げられています【図15】。

図15 情報入手に希望するSNS

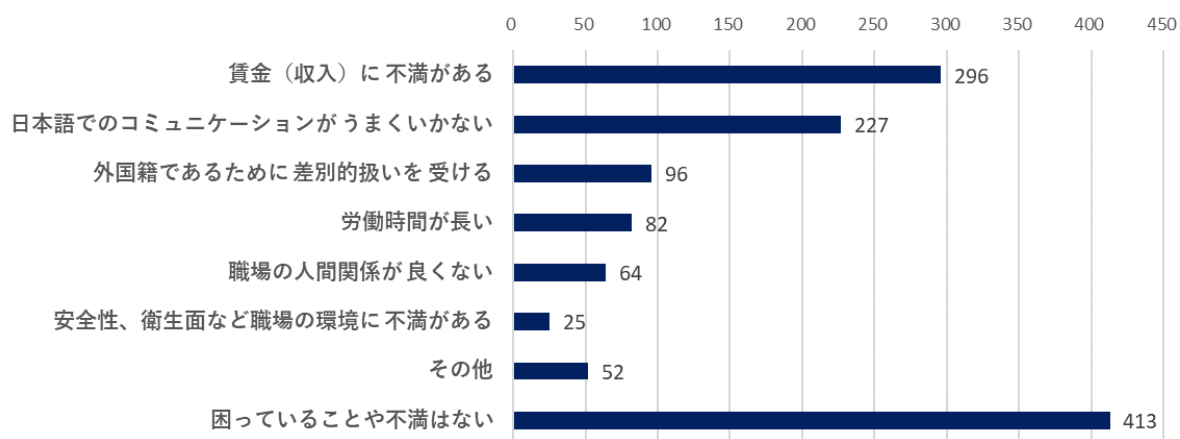
N=1,232(複数回答)



就労している外国人市民が仕事で困っていることは、「困っていることや不満はない」が最も多く、次いで「賃金（収入）に不満がある」「日本語でのコミュニケーションがうまくいかない」となっています【図16】。

図16 仕事で困っていること

N=1,232(複数回答)



学校について困っていることは、親も子どもも「特に困っていない」が最も多くなっています。次に、子どもが困っていることは、「受験に合格できるか」といった進路への不安、「授業の内容が理解できない」「日本語が分からない」「日本語指導をしてくれる人がいない」といったことがあげられています【図17】。また、親が困っていることは、「保護者会（PTA含む）の仕組みが分からない」「学校の仕組みが分からない」「親同士の付き合いに馴染めない」など、学校に関わる組織におけるコミュニケーションで困っている人がいることが分かります【図18】。

図17 学校について、子どもが困っていること

N=424

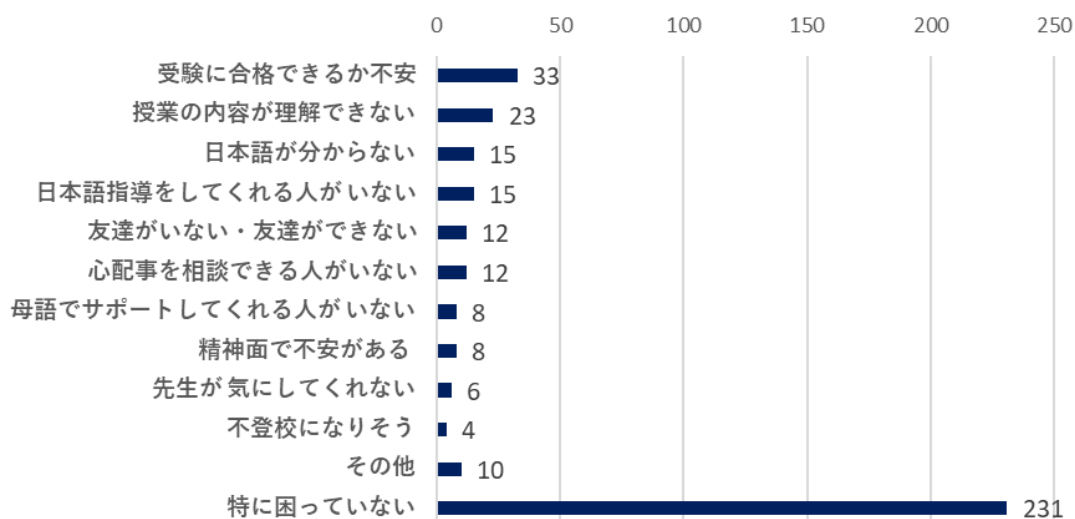
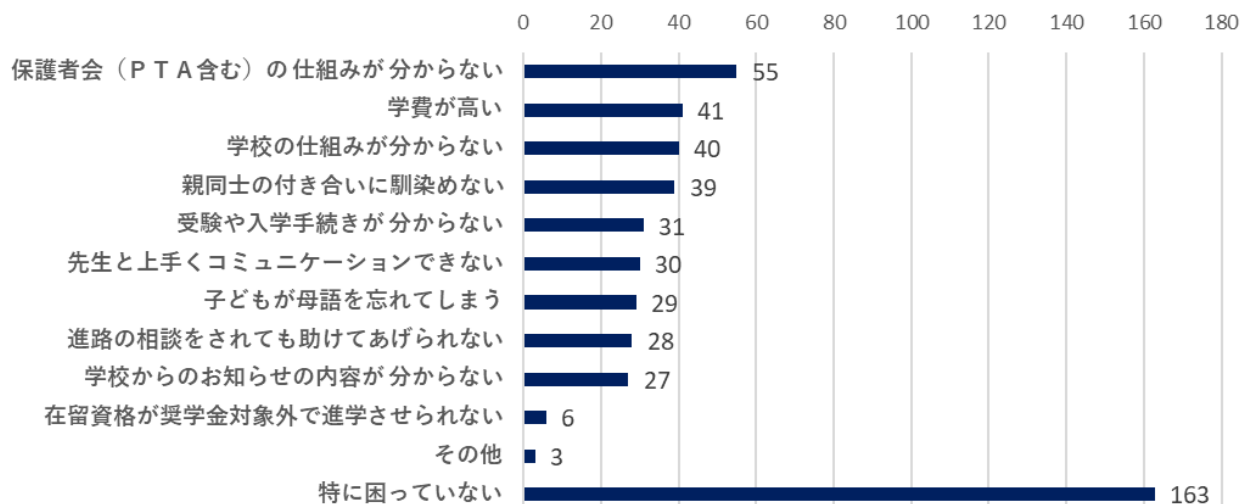


図18 学校について、親が困っていること

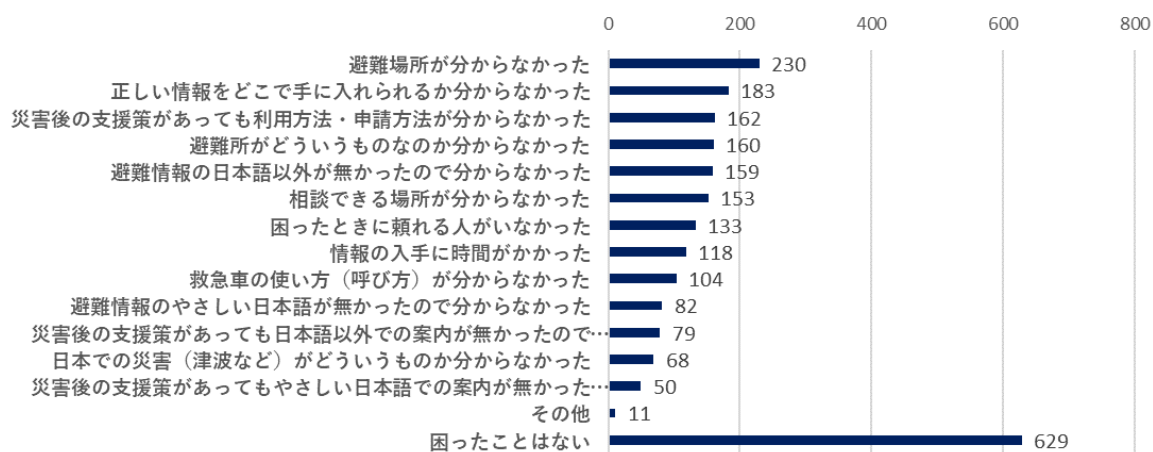
N=424



日本において災害で困った経験は、「避難場所が分からなかった」「正しい情報をどこで手に入れられるか分からなかった」「災害後の支援策があっても利用方法・申請方法が分からなかった」など、防災に関する情報や災害後の支援情報がうまく伝わっていないことが見受けられます【図19】。

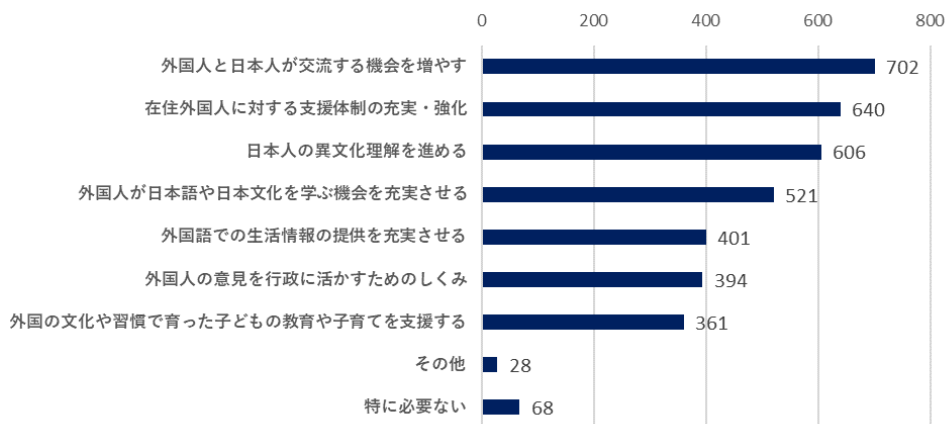
図19 日本において災害で困った経験は

N=1,232(複数回答)



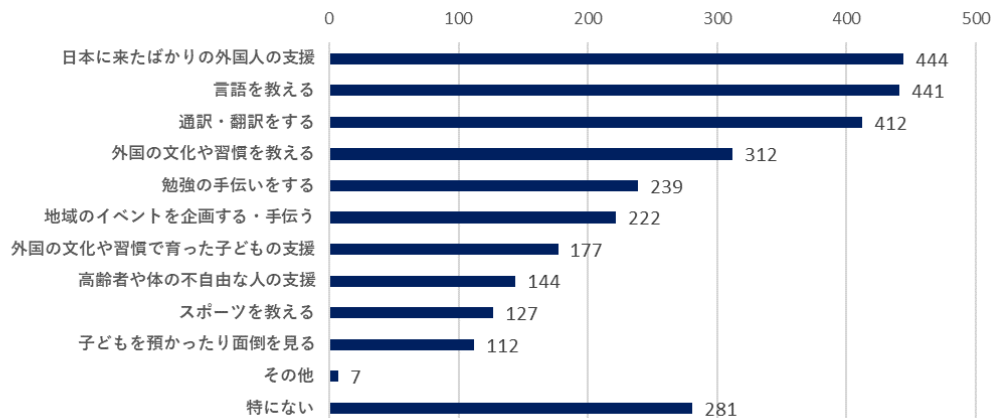
これからの外国人市民と日本人市民の多文化共生に必要なことは、「外国人と日本人の交流機会を増やす」「在住外国人に対する支援体制の充実・強化」「日本人の異文化理解を進める」等が挙げられています【図20】。

図20 多文化共生のまちづくりに必要なことは N=1,232(複数回答)



やってみたいと思う地域活動では、日本に来たばかりの外国人の支援や言語を教える、通訳・翻訳をするなど、外国人同士の支援についての回答が多く見られます【図21】。

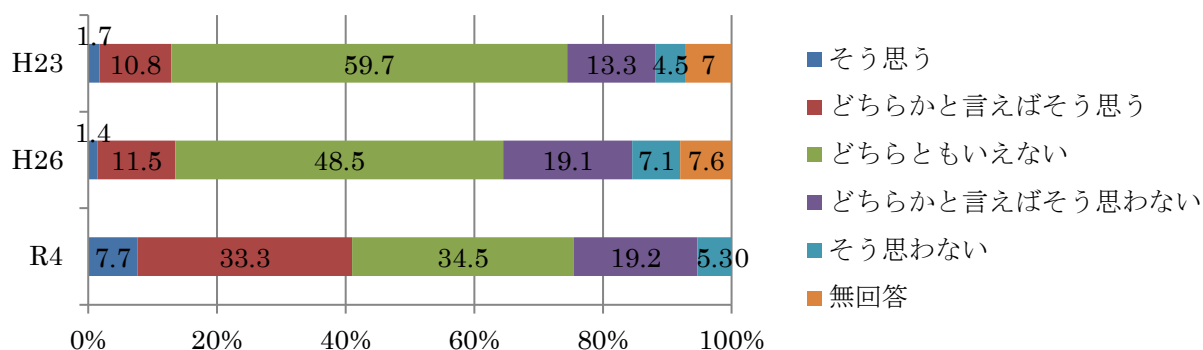
図21 やってみたいと思う地域活動は N=1,232(複数回答)



⑧ 相互理解

令和4（2022）年度に本市が実施した「2022年度第1回WEBアンケート」の結果によると、「外国人市民と日本人市民の互いの理解が進んでいる」という問いに対して「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」という肯定的な回答は41.0%であり、平成26（2014）年度の調査結果（12.9%）と比較すると一定の改善が見られ、外国人市民と日本人市民の理解が進んできていると評価できます。【図22】

図22 外国人市民と日本人市民の互いの理解が進んでいる



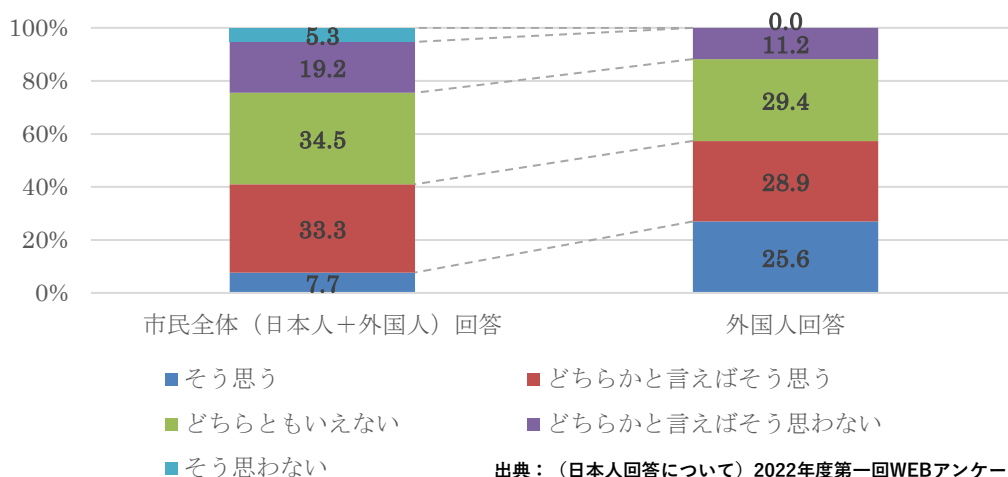
出典：H23及びH26は「市民1万人のまちづくりアンケート～魅力と活力にあふれるまちへ～」

R4は「2022年度第1回WEBアンケート」

しかし、「令和3年度千葉県外国人市民アンケート」（外国人のみが回答）では、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」という肯定的な回答は54.5%となり、前述の「2022年度第1回WEBアンケート」（市民全体のため主に日本人が回答）の結果（41.0%）と比較すると、外国人市民アンケートの結果の方が高くなっています【図23】。

これらの結果では、調査対象や方法時期が異なるため一概に比較はできませんが、相対的に、日本人市民よりも外国人市民の方が、相互理解が進んでいると感じていることがうかがわれます。

図23 外国人市民アンケートの回答



出典：（日本人回答について）2022年度第一回WEBアンケート調査（千葉市）
（外国人回答について）令和3年度 千葉県外国人市民アンケート

⑨ 外国人総合相談窓口の現状

本市では、外国人市民が生活に関する不安や問題について相談できるように、千葉市国際交流プラザに外国人総合相談窓口を設置していますが、生活相談時の対応言語は、平成28(2016)年度と令和3(2021)年度を比較すると、中国語及び韓国語が減少し、日本語、英語、スペイン語が増加しています【図24】。

日本語を話せる外国人市民はもちろんですが、外国人の配偶者に関する日本人からの相談なども含まれるため、約半数は日本語での相談ですが、やさしい日本語(※)や多言語を使用してコミュニケーションを図ることが望まれています。

相談内容は、日本語学習、暮らし、仕事、出入国、教育など多岐にわたりますが、近年は、コロナ禍の影響を受け、医療や社会保障など生活に密着した相談が多くなっています。

【図25】

図24 外国人に関する相談の対応言語

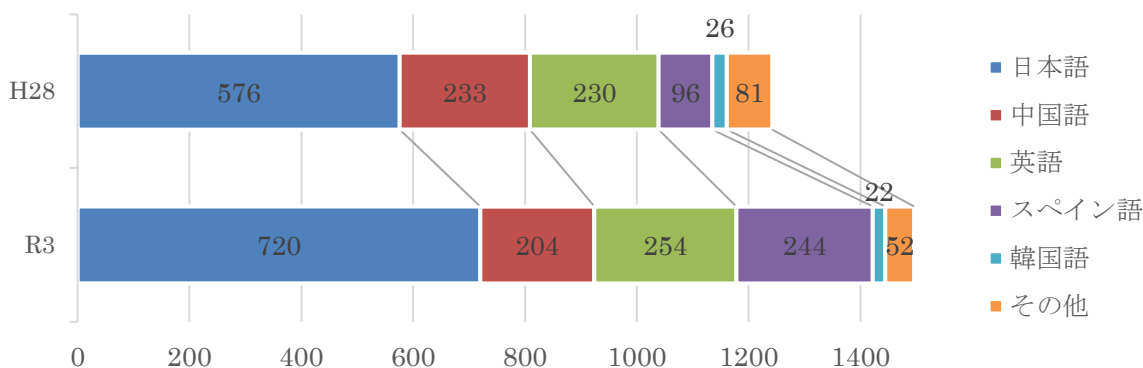
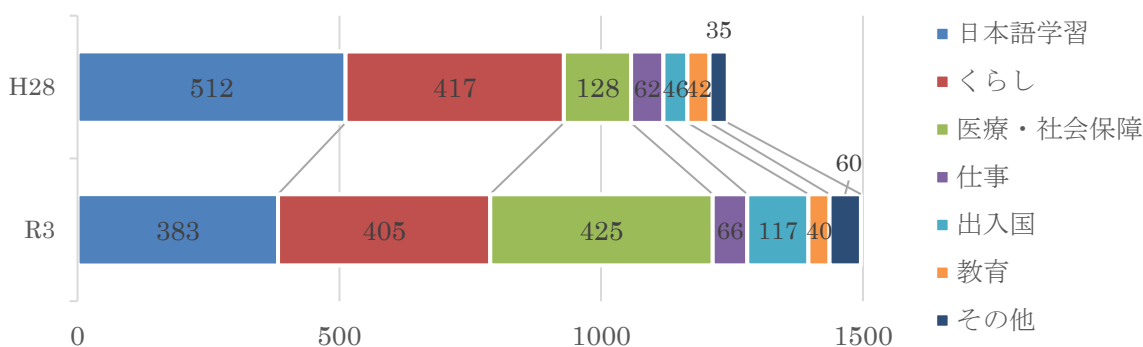


図25 外国人に関する相談の相談内容



※「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。

法務省の調査によると、「日常生活に困らない言語」として、「英語」(44%)よりも多い63%の外国人が「やさしい日本語」を選択しています。

(3) 多文化共生に係る課題

それぞれの課題内容を整理し、課題を以下の2つにまとめました。

課題① 外国人市民が生活する上で重点的に対応すべき課題

課題② お互いに言葉や文化の違いを認め、理解し合うために、重点的に対応すべき課題

課題① 外国人市民が生活する上で重点的に対応すべき課題

ア 言葉に関する課題

外国人市民アンケートの結果や外国人総合相談窓口の現状等から、やさしい日本語を含む多言語化、日常的に使うSNSを用いた情報発信に係る要望が挙げられています。

今後、外国人市民の増加や定住化が進み、多言語化した行政情報、各種申請様式及び各種案内マニュアルへの需要がさらに増えることが見込まれます。

また、本市では、あらゆる生活の場面において、より円滑に意思疎通できる環境を整備することを目的として、令和2年度に「千葉市地域日本語教育推進計画」を策定しました。現在、日本語教育に関わる各主体と連携し「生活者としての外国人」の日本語教育・日本語学習支援に係る取組みを総合的に進めており、これらを着実に実行していくことが求められます。さらに、有識者会議及びワークショップにおいて、外国人児童・生徒の日本語学習の多くを学校教育の現場及び地域ボランティアに頼っている現状を踏まえ、公的支援を含めた体制拡充の必要性について指摘がありました。

イ 生活（ライフステージ）に係る課題

外国人市民は、就労・就学、税金・年金、医療・介護・子育て、居住等の生活のあらゆる分野において、日本人同様に相談事や悩み事を抱えています。しかし、母国出身や身内のネットワーク内で解決をしようとしている傾向が見受けられ、本市での生活に必要な制度や支援の情報が十分に得られておらず、このことが安心・安全な生活を送る上での障害のひとつとなっています。一人一人のライフサイクルに応じて必要な情報を届け、例えば、高校及び大学等への進学・就労などのライフステージの変化に取り残されないよう適切な支援が望まれます。

ウ 災害発生時に係る課題

記録的な災害となった令和元（2019）年に発生した房総半島台風では、「千葉市災害時外国人支援センター」を千葉市国際交流協会に設置し、多言語での情報提供、相談対応を行いました。今後も、大規模災害に備え、より迅速かつ適切に外国人市民を支援できるよう、災害時語学ボランティアの活用等体制を準備していく必要があります。また、日本の災害に馴染みの薄い外国人に平時から防災に関心を高めてもらう取組みが求められます。

課題② お互いに言葉や文化の違いを認め、理解し合うために、重点的に対応すべき課題

ア 共生社会実現への基盤に係る課題

教育・労働・医療・防災など多様化したニーズにきめ細かく対応するには、行政や地域国際化協会を含む、地域の様々な活動主体と有機的に連携し協働する基盤（ネットワーク）が必要です。また、このような基盤を構築するために主体的に行動し、持続可能な仕組みとできる専門人材の育成・定着が求められます。そして、外国人市民と日本人市民の交流を深めること、また企業において外国人材を受け入れ、地域において外国企業を受け入れることも、共生社会実現への基盤づくりの一つと言えます。

イ 地域活動支援に係る課題

外国人市民と日本人市民の共生を図るには、お互いの繋がりが重要となりますが、地域社会における交流機会の不足により、外国人市民が孤立したり、言語や文化、生活様式が違うことによる地域でのトラブルが発生したりしています。これらは、お互いを理解する意識が十分ではなく、お互いの存在に無関心であることが原因となります。

外国人市民の定住化の傾向、年齢構成が若いこと、そして地域活動への参加意欲をふまえると、外国人市民も今後の地域社会を支える担い手となっていくことが期待されます。

ウ 海外都市との交流に係る課題

本市は、世界に7つの姉妹・友好都市を有し、都市ごとに教育、文化、スポーツなど様々な分野での交流を行っています。

姉妹・友好都市交流は、青少年の国際対応能力の向上や異文化理解の促進、多文化共生社会づくりへの寄与、観光客誘致、外資系企業の誘致の他、文化・教育、都市のイメージ向上、都市アイデンティティの確立など経済的利益だけでは測れない面もあります。

しかしながら、行政主導の姉妹・友好都市交流は、展開が困難です。今後は、姉妹・友好都市関係をプラットフォームのひとつとして位置付け、その土台の上に青少年交流、文化・スポーツ交流、経済交流などの多様な活動がさらに実りあるものとなるように、民間団体等とも協働して展開していく必要があります。

3 多文化共生のまちづくり推進に向けた基本的な考え方

(1) 推進の基本理念

「千葉市基本計画」で掲げている、未来のまちづくりに向けた戦略的視点「多様性を活かしたインクルーシブなまちづくり」の実現には、外国人市民を含む約98万人の全ての市民が、それぞれの個性を活かしながら安全・安心に暮らし、その文化的・社会的背景の違いを認め、互いに分かり合い、支え合う多文化共生のまちづくりが必要と考えます。

市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。

そこで、多文化共生社会を推進するための基本理念を、以下のとおり定めます。

全ての市民が、安全・安心に暮らし、国籍や言語・文化などの違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする多文化共生社会を実現することで、国際都市としてのさらなる発展を目指す。

(2) 推進の方向性

前章で述べた本市の課題を解決し、推進の基本理念を実現するため、推進の方向性を以下のとおり定めます。

推進の方向性Ⅰ

全ての市民が、誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会の実現

「推進の方向性Ⅰ」では、外国人市民が生活する上での課題に対応します。具体的に、多言語による情報提供、日本語学習支援の強化、総合的な相談機能の拡充、通訳・翻訳支援、住宅、医療・保健・福祉、子どもの教育、就学・就労などライフステージに応じた支援を実施します。また、災害時に外国人が取り残されることがないように取組を推進します。

推進の方向性Ⅱ

個人を尊重し、国籍や言語・文化の多様性をまちの力にすることで、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現

「推進の方向性Ⅱ」では、外国人市民と日本人市民の交流を促進し、相互に理解を深めるための環境や仕組みづくりを進めます。また、外国人市民が地域社会の一員として活躍できる機会を創出します。そして、海外との交流や国際協力を通じて、日本人市民の国際感覚の醸成、国際理解を促進する取組を継続します。

4 推進主体

時代に沿った多文化共生社会を構築していくには、千葉市や千葉市国際交流協会をはじめ、全ての市民や関係組織・団体などが、これまで培ってきた知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材を活かしながら、それぞれの役割を理解したうえで連携を図り、グローバル化の進展により常に変化しつつある社会経済情勢を的確に捉えて取組みを進めていくことが重要です。

【一覧表】

千葉市	<p>国や千葉県と連携しながら、市民に一番身近な基礎自治体としての利点を活かして、千葉市国際交流協会とともに、外国人市民及び日本人市民のニーズや顕在化しつつある地域の課題などの把握に努め、必要な支援を行うなど、多文化共生社会の推進をリードする役割を果たしていきます。</p>
公益財団法人 千葉市国際交流協会	<p>本市の多文化共生社会推進の中核的な組織として、千葉市と連携し、外国人市民に向けた日本語学習支援や外国人生活相談・法律相談、災害時の外国人市民支援、国際交流ボランティアの育成・斡旋、各種情報の収集、多言語での情報発信などのほか、各種国際交流イベントや外国の文化紹介、語学講座、学校・ボランティア・自治会等の地域と連携した事業を実施します。また、市民や地域に密着した各種事業を展開するとともに、複雑化する外国人市民・日本人市民双方のニーズに対応するため、多文化共生社会推進の最前線として、職員の一層のスキルアップも図っていきます。</p>
市民団体・ ボランティア	<p>多文化共生を推進する市民団体・ボランティアは、地域社会の構成員として生活する外国人市民のニーズを把握し、団体又は個人として蓄積した知見や語学力のほか、海外事情にも精通した専門性を活かした活動を行うことが期待されます。</p>
外国人市民・ 日本人市民	<p>「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」との多文化共生社会の本旨を理解し、文化的・社会的背景が異なれば、お互いの常識が異なることは当たり前との認識に立ち、相手を理解し、また自分を理解してもらおう努力の継続が望まれます。</p>
企業	<p>グローバル化が進展する社会において、企業等が高度に専門的な知識・技術を有する外国人材を受け入れ、国際競争力をつけることは、将来的に重要となってきます。</p> <p>また、外国人留学生のみならず、一般の外国人労働者についても、日本人と同じく組織を支える人材として、採用・育成を進めるとともに、文化・生活習慣等の違いに配慮した労働環境の整備や組織内の多文化理解の推進が望まれます。</p>

<p>大学等</p>	<p>市内には、10の大学と3つの短期大学、複数の日本語教育機関があります。それぞれが、学内での多文化理解・国際感覚の涵養を進めるとともに、広く優秀な外国人留学生を受け入れ、学業や地域社会への参加を支援することが望まれます。</p> <p>また、関係機関・団体と連携し、留学生が卒業後もその能力を活かして本市で活躍できるように、就職や起業を支援することが期待されます。</p>
<p>小・中・高等学校等</p>	<p>グローバル化の進展による社会の変化を、子どもが多様な文化・言語を自然に体験する機会と捉え、増加が見込まれる外国人・帰国児童生徒等への教育環境の整備を進めることが望まれます。</p> <p>また、児童生徒が、言語や文化が異なる人々と互いに尊重し合い、主体的に協働できるよう、コミュニケーション能力を育成することが求められます。</p> <p>さらに、異文化理解を深め、多様性を受容する力を育てるとともに、豊かな国際感覚を身に付けるため、国際交流・国際理解教育の充実を図ることが期待されます。</p>

第2章

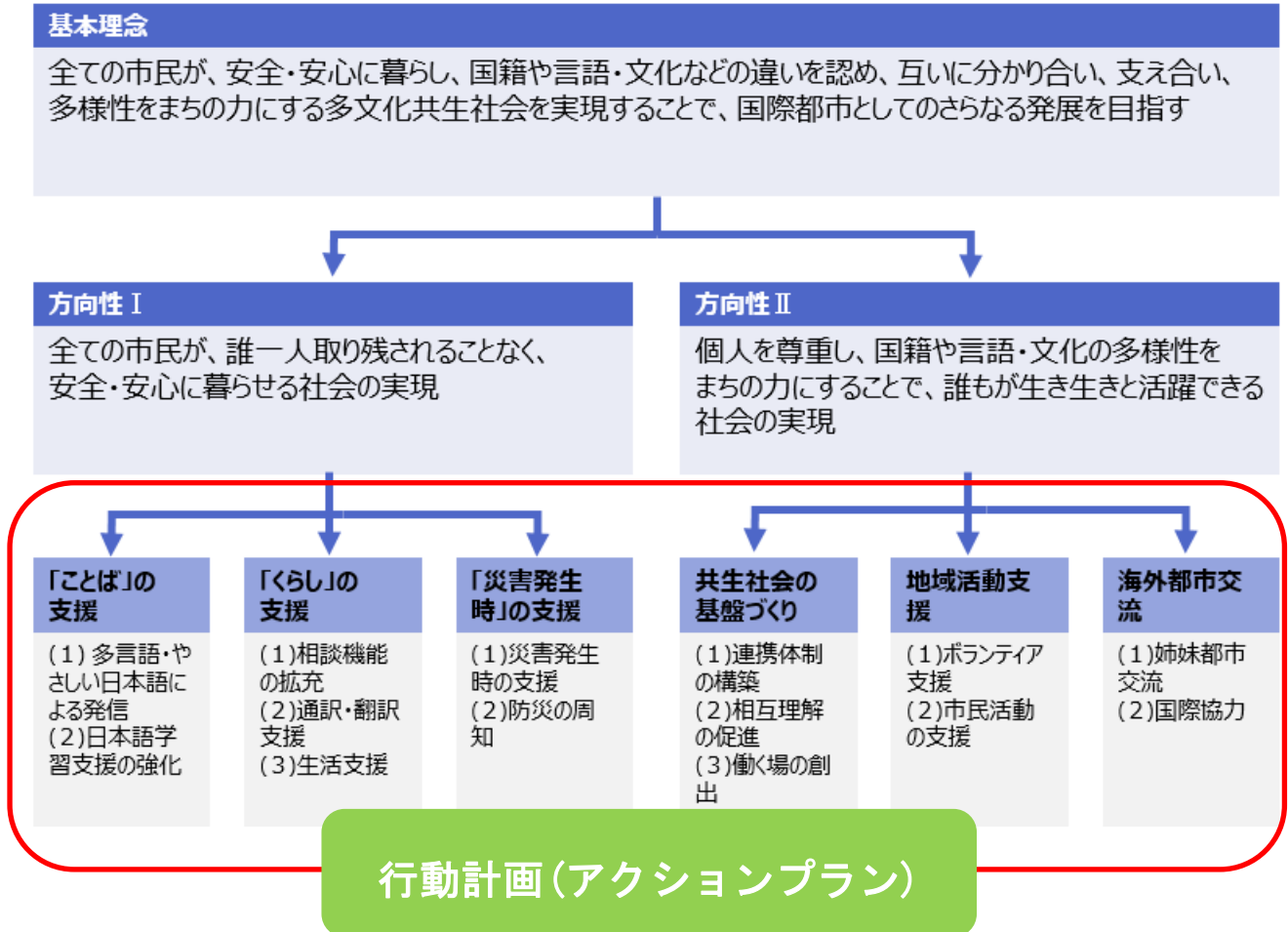
千葉市多文化共生推進アクションプラン

第2章 千葉市多文化共生推進アクションプラン

1 プランの考え方

本市は、推進の方向性を、R5年度からR7年度までに実施する施策のレベルへ具体化し、行動計画（アクションプラン）を定めます。

2 施策の体系図



方向性Ⅰ

全ての市民が、誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会の実現

1 「ことば」の支援

(1) 多言語・やさしい日本語による発信

本市行政情報を多言語及びやさしい日本語で発信する機会を増やすとともに、情報の受け手である外国人市民にしっかり伝わるツールを導入します。

ア 公式ホームページの多言語化

現在、千葉市及び国際交流協会のホームページを多言語で表示できるようにしています。今後も更なる利便性の向上を図ります。

イ SNSによる情報発信拡充（国際交流協会のLINE公式アカウントによる情報発信）【新規】

外国人市民の関心が高い情報（ex. 暮らし、安全・健康、日本語学習、イベントに係る情報等）を、LINEを使って多言語、やさしい日本語で発信します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
SNSによる情報発信拡充 （国際交流協会のLINE公式アカウントによる情報発信）	制度設計	開始	実施

ウ AIチャットボットの導入【新規】

外国人市民が、知りたいことを尋ねると24時間365日いつでも回答するAIチャットボット機能を構築し、ホームページ（市又は国際交流協会）上に配置することを検討します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
AIチャットボットの導入	検討	仕様書作成	構築作業

3 重点施策 【方向性Ⅰ】 1 「ことば」の支援

エ 行政手続（届出、申請）、手引きの多言語・やさしい日本語表記【新規】

外国人市民が市への届出、申請などで使用する様式、その記載例、マニュアル等を多言語、やさしい日本語表記にします。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政手続（届出、申請）、手引きの多言語・やさしい日本語表記	検討	実施	実施

オ 公共施設等の多言語表記

市役所、区役所、コミュニティセンター、スポーツ施設、公園、図書館、公民館などの公共施設等において多言語表記を充実させます。

カ 転入者向け案内リーフレットの作成【拡充】

本市に転入した外国人市民のために、警察や消防の連絡先、災害時避難場所、自治会活動、ごみの収集方法や日本語教室の案内など、生活に必要な情報を集約したリーフレットを多言語及びやさしい日本語で作成し、転入の手続きの時に配布します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
転入者向け案内リーフレットの作成	実施	—	—

3 重点施策 【方向性Ⅰ】 1 「ことば」の支援

(2) 日本語学習支援の強化

小中学校での学習の機会を充実させるとともに、国際交流協会及び地域の日本語学校・教室における日本語学習を推進します。

ア 小・中学校での学習支援

(ア) 外国人児童生徒指導協力員の派遣

外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語指導を支援するため、「外国人児童生徒指導協力員」を派遣します。

(イ) 外国人児童指導教室の設置

支援を必要とする児童が多い小学校に「外国人児童指導教室」を開設、継続します。

(ウ) 日本語指導通級教室の設置【拡充】

日本語指導が必要な中学生に、日本語での授業に無理なく参加できる力を育成するため、「日本語指導通級教室」を2か所（真砂教室、千城台東教室）に加え、サテライト教室（花見川区）を開設します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日本語指導通級教室の設置	拡充	—	—

(エ) 日本語指導担当教員の配置【拡充】

児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、教育課程に位置付けて行う「特別の教育課程」を編成し計画的かつ適切な指導を行うために、日本語指導担当教員を配置し、拡充を検討します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日本語指導担当教員の配置	拡充	—	—

(オ) 外国人児童・生徒受入のための教員研修

外国人・児童生徒への適切な教育を行うための、教員を対象とした研修を行います。

3 重点施策 【方向性Ⅰ】 1 「ことば」の支援

(カ) 公立夜間中学の設置【新規】

外国籍の者を含む市民等のうち、様々な事情により十分に義務教育を受けられなかった者の教育を受ける機会を実質的に保障するため、公立夜間中学を設置します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公立夜間中学の設置	開校	—	—

3 重点施策 【方向性Ⅰ】 1 「ことば」の支援

イ 小・中学校以外での学習支援

(ア) 日本語教室のスキルアップ支援（指導者・支援者育成）【新規】

日本語教室において在住外国人への日本語学習指導者又は支援者としての活動経験があり学習支援技術の向上を望む市民を対象に、実践的な日本語教授法や、教室の活動をより充実させる方法などを学ぶ講座を実施します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日本語教室のスキルアップ支援 (指導者・支援者育成)	制度設計	実施	実施

(イ) 日本語教室の支援【新規】

地域で開講している日本語教室のボランティアスタッフや運営費用の不足などに対応するための支援を検討します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日本語教室の支援	制度設計	実施	実施

(ウ) 1対1日本語学習、オンライン日本語学習の実施

外国人が日本語交流員と日本語で会話をして、生活に必要な日本語を学ぶ「1対1日本語学習」及び「オンライン日本語学習」を実施、継続します。

(エ) 生活者のための日本語教室モデル運営・カリキュラム作成

地域の日本語教室が外国人市民に提供している日本語習得支援や日本語学習活動の質の向上を図るため、国際交流協会は、生活者のための日本語教室のモデル運営及びカリキュラム作成を行います。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活者のための日本語教室モデル運営・ カリキュラム作成	制度設計	実施	実施

3 重点施策 【方向性Ⅰ】 1 「ことば」の支援

(オ) 外国人介護職員のための日本語教室

千葉市内の介護施設・事業所で働く外国人を対象に、日本で仕事をする上でのマナー、利用者や職員とのコミュニケーション、介護の仕事で必要となる日本語の表現などを学ぶ日本語教室を実施します。

2 「くらし」の支援

(1) 相談機能の拡充

相談窓口の人員体制の拡充とともに、タブレット端末及び SNS 活用による相談機能の強化を

ア 行政窓口の多言語・やさしい日本語通訳システム整備

(デジタル・多言語ツールの活用等による相談環境の整備) 【拡充】

タブレット端末を配備の上、通訳アプリ等を活用し、多言語及びやさしい日本語による通訳を行い、区役所等と国際交流プラザをビデオ通話アプリで結んだ遠隔での通訳を可能とするなど、デジタル・多言語ツールを活用した相談環境を整えます。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政窓口の多言語・やさしい日本語通訳システム整備 (デジタル・多言語ツールの活用等による相談環境の整備)	検証	設計	実施

イ 相談ツール拡充 (LINE 相談の実施) 【新規】

従来から外国人市民からの相談を、窓口対応、電話、FAX、Eメールにて受け付けてきましたが、今後はこれらに加え、LINE による相談ができるよう、環境を整えます。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談ツール拡充 (LINE 相談の実施)	準備	実施	実施

ウ 【再掲】 行政手続 (届出、申請)、手引きの多言語・やさしい日本語表記 【新規】

外国人市民が市への届出、申請などで使用する様式、その記載例、マニュアル等を多言語、やさしい日本語表記にします。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政手続 (届出、申請)、手引きの多言語・やさしい日本語表記	検討	実施	実施

3 重点施策 【方向性Ⅰ】 2 「くらし」の支援

エ 行政職員のためのやさしい日本語研修

外国人市民とのコミュニケーションを促進するため、市及び国際交流協会の情報を「やさしい日本語」により発信します。また、市職員向けに「やさしい日本語」研修を行います。

(2) 通訳・翻訳支援

ライフステージの様々な場面で「通訳・翻訳」へのニーズが増えていることから、状況に応じてきめ細かく対応できるよう支援を拡充します。

ア 公立保育所への通訳者(保育補助職員)配置及び当該通訳者の市内保育所等への派遣

保育所等における外国人児童・保護者及び保育所等職員のコミュニケーションを円滑にするため、外国語を話すことのできる保育補助職員を配置し、また当該補助職員を市内保育所等に派遣します。

イ 保育所等における多言語通訳・翻訳機の購入支援

外国人児童及び保護者と保育所等職員のコミュニケーションを円滑にするため、保育所等が、多言語通訳・翻訳機を購入する際に必要となる経費の一部を補助します。

ウ コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度の運営

日常生活のさまざまな場面（行政窓口、医療、各種相談など）で、通訳・翻訳を行う「コミュニティ通訳・翻訳サポーター制度（※）」を運営します。

※次の3点を国際交流協会が担うことで、ボランティアの負担を従前より軽減し、より質の高い通訳・翻訳業務を機動的に行うことを可能とする制度

- ・「依頼者（需要）」と「通訳・翻訳者（供給）」のマッチング
- ・ボランティア活動にかかる交通費やボランティア保険の保険料の支払い
- ・通訳・翻訳者の技能を高めるために必要な研修の実施

(3) 生活支援

ア 市営住宅入居時の情報提供、セーフティネット登録住宅等の民間賃貸住宅の紹介

生活習慣の違いによって起こるトラブルを防止するため、市営住宅入居時に生活マナーや必要な情報の説明を行います。また、市営住宅への入居ができない場合等に、セーフティネット登録住宅等の民間賃貸住宅を紹介するなど、外国人市民の住宅の確保へ支援を行います。

イ 就労支援

労働相談の機会を提供するとともに、高校生・大学生向けに就労及び定着を促すためのセミナーを実施します。

(ア) 専門家による労働相談の機会提供

国際交流プラザにハローワーク職員などの専門家を招き、外国人市民等の就労に係る相談の機会を提供します。また、千葉市ふるさとハローワークにおいて、職業相談や求人情報の提供のほか、就労・生活支援相談を行います。

(イ) 高校生、大学生向け就職セミナー【新規】

就職を希望する高校生及び大学生（0B・0G含む）向けに、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的としたセミナーを実施します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高校生、大学生向け就職セミナー	検討	準備	実施

(ウ) 外国人介護人材受入セミナー

外国人介護人材の受入を促進するため、市内介護事業者向けに、外国人介護人材の受入制度、外国人介護職員を受け入れている施設の取り組み、介護施設等で働いている外国人のお話を聞くことができる座談会などを実施します。

ウ 就学支援

(ア) 高校進学ガイダンスの支援【新規】

市民団体が、日本語を母語としない親と子どものために実施する進学ガイダンスに対し支援を実施します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高校進学ガイダンスの支援	検討	準備	実施

エ 弁護士への法律相談

在留資格、離婚、仕事など、様々な法的な問題を弁護士に無料で相談できる機会を設けます。

3 「災害時」の支援

(1) 災害発生時の支援

災害が発生した際に「災害時外国人支援センター」を立ち上げ、外国人被災者に対する支援を迅速に行います。また、多言語で防災情報を伝える「多言語防災メール」を運用します。さらに、感染症流行時には多言語による情報をいち早く届けます。

ア 災害時外国人支援センターの運営

「災害時外国人支援センター」により災害時に必要な情報の翻訳及び発信、外国人からの相談・問合せ等への対応、災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整を行う体制を整えます。

イ 多言語防災メール

災害時に外国人市民へいち早く情報を届けるため、12か国語で発信する多言語防災メールを運用、継続します。

ウ 感染症流行時における情報提供等の強化

コロナ感染症などの感染状況、ワクチン接種等予防策に関する情報を多言語で発信します。

(2) 防災の周知

我が国の災害を知らない外国人が多いことを念頭に、災害とはどのようなものかを伝える取組を平時から継続します。

ア 防災教室の開催

九都県市合同防災訓練などの機会に合わせて外国人市民向けの防災教室を開催することで、日頃からの防災意識を高めます。

イ 外国人のための防災ガイドブックの発行、充実

防災に関する情報を多言語（やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語）で記載した冊子を作成し、ホームページで公開します。

ウ 多言語対応ハザードマップの作成

英語・中国語（繁体字・簡体字）で閲覧可能な浸水想定区域などを確認できるハザードマップをWEB上に掲載します。

方向性Ⅱ

個人を尊重し、国籍や言語・文化の多様性をまちの力にすることで、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現

1 共生社会の基盤づくり

(1) 連携体制の構築

ア 多文化共生ネットワーク（仮称）の構築【新規】

地域の多文化共生に関わる様々な活動主体が連携、相互に情報交換を行い、課題解決に向かって協働する体制を構築します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
多文化共生ネットワーク（仮称）の構築	構築	—	—

(2) 相互理解の促進

外国人の多様なニーズにきめ細かく対応し、多文化共生社会の実現に資する専門人材を育成します。また、外国人が日本語で発信する機会を設け、日本人との相互理解を促進します。

ア 多文化共生を担う人材「つなぎて」を育成

地域社会で次のような活動を行い、多文化共生を担う人材「つなぎて」を育成します。

- ・地域における各種活動において、外国人が参加しやすくなるように実践する。
- ・職場や生活の場において日本語を母語としない人と積極的に日本語でコミュニケーションをとる。
- ・市内の日本語学習支援の活動に参加する。

イ 多文化ウェルカム団体との登録・マッチング制度

外国人市民が地域に参加しながら日本語を習得する場を増やすため、「やさしい日本語研修」などを受講した人が参画する地域団体等をリストアップし、外国人市民に紹介、マッチングします。

3 重点施策 【方向性Ⅱ】 1 共生社会の基盤づくり

ウ 自国文化を紹介する機会の創出

留学生交流員、CIR等、外国出身のボランティア等が中心となって自国文化を紹介し、国際化の理解を深める機会を作ります。

エ JICA 海外協力隊経験者による情報発信の機会の創出

農林水産、保健衛生、教育文化、スポーツなどの知識・技術等を活かし、開発途上国の経済・社会の発展、復興に貢献した経験を有する本市在住の JICA 海外協力隊経験者から、その経験に基づく知見を、オンライン等で子どもたちが学べる機会を設けます。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
JICA 海外協力隊経験者による情報発信の機会の創出	拡充	—	—

(3) 働く場の創出

企業において外国人材を受け入れ、地域において外国企業を受け入れることで、外国人が働く場を創出します。

ア 外国人雇用の企業向けセミナー開催

外国人材の活用・採用に関心が高めるため、千葉市内の企業・団体に対し、外国人材受け入れ促進を目的とするセミナーを実施します。

イ 外資系企業誘致、外国人市民の起業支援

企業立地補助制度などを活用し、本市内への外資系企業・研究開発施設などを誘致するとともに、外国人市民を含む起業を支援します。

ウ 企業内でのやさしい日本語研修

外国人社員が安心して働ける職場を作るため、日本人社員に対するやさしい日本語研修を、外国人を雇用する企業の希望に応じて実施します。

2 地域活動支援

(1) ボランティア支援

ア ボランティア登録・マッチング制度

日本語学習支援、通訳などのボランティアが持続的に活動できるよう、ボランティア登録・マッチングなど各種支援を行います。

(2) 市民活動の支援

ア モデル的町内自治会等補助【新規】

地域で発生している困難な課題について、自ら創意工夫を凝らし解決に向けて主体的に行動する地域の方々を支援します。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
モデル的町内自治会等補助	準備	実施	検証

3 海外都市交流

(1) 姉妹都市交流

本市と姉妹・友好都市関係にある世界7都市（アスンシオン市、ヒューストン市、ケソン市、モントルー市、ノースバンクーバー市、天津市、蘇州市呉江区）との周年事業など各種交流を継続します。

ア 青少年交流の実施

次代を担う青少年の派遣・受入及び市立学校の交流を実施し、お互いの都市に滞在、また、オンラインで繋がることで、文化・歴史などについて理解を深め、広く市民との交流を図ります。

イ 大学間交流の実施

お互いの研究内容、学園生活、将来の展望など大学生にとって身近なテーマ、あるいは異なる歴史的・文化的背景や価値観の存在を視野に入れつつ、地球的規模で物事を学生・研究者が話し合う機会を作ることで、多様な国や地域の歴史や伝統、文化に対する理解を深めます。

ウ スポーツ交流の実施

選手やコーチ、青少年などを本市に受け入れ、また本市から派遣して、親善試合やトレーニングキャンプを実施するなど、スポーツを通じた国際交流を行います。

エ 芸術・文化交流の実施

文化・芸術は、文学・音楽・美術などの芸術、漫画・アニメーションなどのメディア芸術、能楽などの伝統芸能、文化財など多彩です。本市の文化・芸術作品や公演等を紹介し、姉妹都市等の文化を本市に紹介することで、人と人の交流を深めるとともに、国際交流・国際協力への興味・関心を高めます。

(2) 国際協力【新規】

地球温暖化など気候変動、貧困、紛争、感染症、母子保健、生物多様性、防災、脱炭素、エネルギー、科学技術イノベーション、デジタル化など、国際社会全体に関わる課題への協力を検討していきます。

新規・拡充項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地球規模課題の解決に係る取組	検討	準備	実施

4 指標

	指標	根拠（対象）	現状	目標 (R7年度)
【方向性Ⅰ】 全ての市民が、 誰一人取り残されることなく、 安全・安心に暮らせる社会の実現	【成果指標】 千葉市は暮らしやすい街だと思いますか	【新規】 外国人市民アンケート (外国人のみ)	—	今後調査の上 設定
1 「ことば」の支援	【達成指標】日本語のレベル（話す） 「簡単な日常会話ができる」以上の割合	外国人市民アンケート (外国人のみ)	(参考値) 78.5% (R4.2)	80.0%
2 「くらし」の支援	【達成指標】 外国人からの総相談件数	国際交流協会によるカウント	1,190件 (R3.4~R4.3)	1,447件
3 「災害時」の支援	【達成指標】 自宅周辺の避難所を知っている人の割合	外国人市民アンケート (外国人のみ)	39.8% (R4.2)	42.0%
【方向性Ⅱ】 個人を尊重し、 国籍や言語・文化の多様性を まちの力にすることで、 誰もが生き生きと活躍できる 社会の実現	【成果指標】 外国人と日本人の互いの生活習慣や文化などへ の理解が進んでいると思いますか	WEBアンケート (日本人+外国人)	41.0% (R4.4)	45.0%
1 共生社会の基盤づくり	【達成指標】 「つながて」育成人数	国際交流協会による カウント	97人 (R4.12)	142人
2 地域活動支援	【達成指標】 コミュニティ通訳・翻訳サポーター登録人数	国際交流協会による カウント	110人 (R5.1)	200人
3 海外都市交流	【達成指標】 青少年交流の累積参加者数	市及び国際交流協会の カウント	255人 (R4.12)	285人

上記の通り、2つの方向性について、成果指標及び達成指標を設けました。

令和7年度末の目標を定め、PDCAサイクルの視点を踏まえて、目標達成に向けてアクションプランを実行していきます。

参考資料

参考資料

(1) 千葉市多文化共生のまちづくり推進指針の見直し及びアクションプラン策定の経緯

日付	内容
令和4年(2022年)6月22日	千葉市×神田外語大学 多文化共生セッション (第一回) ・外国人市民に関わる本市のデータについて説明
令和4年(2022年)6月30日	千葉市多文化共生のまちづくり推進指針見直し・アクションプラン策定有識者会議 (第一回) ・指針見直し (骨子案) について協議
令和4年(2022年)8月2日	千葉市×神田外語大学 多文化共生セッション (第二回) ・外国人集住地区における課題及び解決策
令和4年(2022年)8月25日	千葉市×神田外語大学 多文化共生セッション (第三回) ・指針方向性Ⅰ「全ての市民が、誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会の実現」に係るアクションプランへの意見聴取
令和4年(2022年)9月13日	千葉市×神田外語大学 多文化共生セッション (第四回) ・指針方向性Ⅱ「個人を尊重し、国籍や言語・文化の多様性をまちの力にすることで、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現」に係るアクションプランへの意見聴取
令和4年(2022年)12月22日	千葉市多文化共生のまちづくり推進指針見直し・アクションプラン策定有識者会議 (第二回) 改訂指針素案及びアクションプラン素案についての協議
令和5年(2023年)1月	改訂指針案及びアクションプラン案の策定
令和5年(2023年)2月	案に対するパブリックコメント募集
令和5年(2023年)3月31日	改訂指針及びアクションプラン決定

(2) 千葉市多文化共生のまちづくり推進指針見直し・アクションプラン策定有識者会議

ア 委員名簿（敬称略・50音順）

氏名	所属	役職
市川 透	神田外語大学	国際戦略部 ゼネラルマネージャー
片桐 美穂子	センシティ土曜にほんご学級	代表
鈴木 孝子	第29地区町内自治会 連絡協議会	会長
豊田 直樹	東原産業株式会社	代表取締役社長
新倉 涼子	千葉大学	名誉教授
湊 信幸	千葉市国際交流協会	常務理事
安本 大輔	東京出入国在留管理局	在留支援部門 統括審査官
吉田 元	イオンリテール株式会社	人事総務本部 人材育成部 部長

イ 主な意見

https://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/kokusai/documents/01_gijiroku0630.pdf

<p>第一回 (令和4年6月30日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人に対して日本人が持つ「選民性」の払拭 ・「やさしい日本語」普及の重要性 ・「外国人市民は支援される側」、「日本人市民は支援する側」という位置づけを乗り越えること ・外国人児童・生徒の日本語学習を地域ボランティアが支えている実態及び課題 ・外国人集住地区における多文化共生の実態及び課題 ・地域国際化協会の役割 ・多文化共生のまちづくり推進指針・アクションプランの実効性 ・外国人市民との共生を志向する日本人市民と、距離を置こうとする日本人市民の二極化の進行という課題、外国人を孤立させないこと
<p>第二回 (令和4年12月22日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における日本語学習の機会を、外国人を雇用する企業にしっかり届けること ・企業内における日本語学習や、日本人従業員の異文化理解に向けた自主的な取組の大切さ、及びそれをどのようにサポートしていくか ・子どもの頃から、自分とは異なる文化や習慣に対する寛容さや理解を学ぶなど、地域社会で多様性に目を向ける多文化共生教育について ・学校現場における日本語指導が必要な児童生徒へのサポートをいかにやっていくか

(3) 千葉市×神田外語大学多文化共生セッション

ア 目的

「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」の見直し及び「アクションプラン」の策定にあたり市民の声を幅広く反映できるよう、神田外語大学の学生及び市民との意見交換を行う。

イ 概要

実施時期・回	内容	参加人数
第一回 (6/22)	千葉市職員から外国人市民を取り巻く状況についてデータを用いて説明、質疑応答	大学生9人
第二回 (8/2)	【グループディスカッション・発表】 外国人集住地区における課題及び解決策	大学生10人
第三回 (8/25)	【グループディスカッション・発表】 「指針の方向性Ⅰ：全ての市民が、誰一人取り残されることなく、安全・安心に暮らせる社会の実現」に係るアクションプランへの意見聴取	大学生10人 公募市民4人
第四回 (9/13)	【グループディスカッション・発表】 「指針の方向性Ⅱ：個人を尊重し、国籍や言語・文化の多様性をまちの力にすることで、誰もが生き生きと活躍できる社会の実現」に係るアクションプランへの意見聴取	大学生10人 公募市民5人

ウ 主な意見

- ・外国人児童の就学前における日本語学習
- ・高校入学を希望する外国人の生徒への進学支援
- ・外国人集住地区におけるトラブル予防及び解決策
- ・SNSを活用した情報発信
- ・多文化共生コーディネーター、多文化共生ネットワークの構築
- ・行政及び自治会と繋がりのない外国人の状況やニーズを如何に把握するか 等



(4) 2022年度第1回WEBアンケート

ア 実施主体

千葉市

イ 調査期間

2022年4月1日～4月10日

ウ 調査対象

千葉市内在住・在勤・在学の方々

エ 回答者数

1,000人

オ 回答方法

WEB回答

カ 調査目的

「外国人との多文化共生」

地域での日本人・外国人の関わりについてアンケート調査を行い、今後の施策立案に向けた参考とする。

キ 調査結果

<https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kohokocho/documents/kekkahoukokushor4-1.pdf>

(5) 令和3年度千葉市外国人市民アンケート

ア 実施主体

千葉市

イ 調査期間

2022年2月1日～2022年2月28日

ウ 調査対象

2021年12月末時点で千葉市にお住いの18歳以上の外国人市民
(千葉市外国人市民全人口 28,292人)

エ 回答者数

1,232人

オ 回答方法

WEB回答(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語・スペイン語・ベトナム語の6言語)

カ 調査目的

外国人市民の意識や実態及びニーズを把握し、今後の多文化共生施策を考える基礎資料や今後の市政運営に活用することを目的とする。

キ 調査結果

https://www.city.chiba.jp/somu/shichokoshitsu/kokusai/gaikokujin_enquete.html

(6) 多文化共生に係わる各主体へのヒアリング調査

ア 地域住民との共生に関すること（高浜、ちば夜間中学をつくる会）

【主な内容】

- ・言語、文化、生活様式が違うことによる地域でのトラブルがある（ゴミ出しが正しくできないなど、文化の違いによる日常生活における課題等）
- ・外国人と日本人のコミュニケーションが少ない。同じ国出身者の横の繋がりが強い。
- ・交流機会が少なく、交流機会を作っても、来てほしい人が来ない。
- ・日本人住民側の外国人市民への理解が求められる。

イ 外国人の就労に関すること（東原産業、協同工芸社、ペコリーノ）

【主な内容】

- ・多言語が使える外国人材は有能。海外との渉外の時にも助かっている。
- ・外国人は、仕事に真面目で意欲的。将来、特定技能の分野拡大となれば企業としても外国人就労者にも喜ばしい。
- ・製造業と福祉・介護業のように、働く業種によって日本語の重要度が異なる。
- ・技能実習は職場と自宅の往復だけの生活のため、職場以外の日本人との交流機会が少ない。
- ・特定技能、技能実習は企業や管理団体からのサポートがあり、留学生は学校からのサポートがある。永住者、定住者等の身分に基づく在留資格は日本人と大きく変わらない。
- ・母国出身者のネットワークもある。

ウ 外国人児童・生徒の教育に関すること（高浜第一小学校、多文化フリースクールちば）

【主な内容】

- ・母国から帯同した児童生徒の日本語習得や学校への適応が困難で、孤立している。
- ・海外から日本へ移住後、短期集中で日本語を学び、学校へ入学できれば良い。
- ・日本語教育補助員や支援者等の人材確保が必要。

エ 外国人市民からの相談に関すること（国際交流協会、区役所窓口）

【主な内容】

- ・戸籍、課税証明、国民健康保険、保育所申請、児童手当、介護等、生活に必要な行政手続きの書類が多言語対応されていると良い。
- ・市関係部局からの通訳依頼も多く、外部機関との仲介をはじめ相談内容も多様。
- ・多言語対応も必要だが、やさしい日本語、やさしい英語の普及も必要。
- ・労働相談も行っているが、結局、査証の問題になるので社会保険労務士では解決できず弁護士の対応が必要となってくる。